障害福祉サービス共通評価基準(放課後等デイサービス、児童発達支援を除く) 〔注釈/各シート共通〕

注1) 着眼点数とABC区分

チェックした着眼点数の区分はA・B・Cの3区分として、以下に示す状況であることを表す。

Aは、1つの小項目に含まれる着眼点の内、チェックが70%以上についていることを示す。

Bは、1つの小項印に含まれる着眼点の内、チェックが<u>20%以上70%未満</u>についていることを示す。

Cは、1つの小項目に含まれる着眼点の内、チェックが20%未満についていることを示す。

※1つの小項目に含まれる項目数とチェックした数との関係

着眼点数 チェックした数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
0の場合	С	С	С	С	С	С	С	С	С	С
1 項目の場合	А	В	В	В	В	С	С	С	С	С
2項目の場合		А	В	В	В	В	В	В	С	С
3項目の場合			А	Α	В	В	ß	В	В	В
4項目の場合				Α	А	В	В	В	В	В
5 項目の場合					А	А	Α	В	В	В
6 項目の場合						А	Α	А	В	В
7 項目の場合							А	Α	Α	А
8 項目の場合								А	Α	А
9項目の場合									А	А
:										А

チェックした着眼点数の区分は、用意された着眼点の内、いくつチェックがついたかということを、「A」、「B」、「C」の区分で表す意味があり、この区分により、サービスの良し悪しを判断するものではありません。

ですから、「A」が多いからといって必ずしも良いサービスを行っているという結果に直結するものでなく、逆に「C」が多いからといってサービスレベルが低いということに直結するものでもありません。事業所によっては、着眼点にないような独自のサービスを実施しているといったことも十分あり得ます。

この共通サービス評価では、「<u>A」が多ければ一定のレベルには達していると推測することができる</u>、という意味を表すものです。

注2) コメント欄への記載

「コメント」欄には、以下の事項について記載してください。

- ① 改善を要すると思われる点および改善案の有無等
- ② 施設・事業所等の性格上、「非該当」になる項目や着眼点がある場合は、その理由 (着眼点の中で非該当としたものがある場合は、何番目の着眼点が非該当であるかを明確に記入のこと。)
- ③ 施設・事業所独自のユニークなサービス、取り組みの有無等

障害福祉サービス共通評価基準 概評 〔各シート共通〕

○概 評

①非該当とした項目(放課後等デイサービス、児童発達支援については「いいえ」とした項目)の説明、②独自に必要と思われる評価項目等、③項目評価を通じて気づいた点などを記入してください。

①非該当とした項目
グループホーム・入浴・衣服・睡眠・外出・外泊・睡眠・外出・外泊・新聞・雑誌・テレビ等の私有
→生活能力のアセスメントや支援についてはサービス提供の範囲外ではあるが、気づいたことについては
相談支援機関と連携をはかっている。
②独自に必要と思われる項目
就労支援を重点的に行ってきた事業者であるが、利用者の高齢化や重度化の課題もあり、生活能力のエン
パワメント・意思決定支援についても必要となっている。
働くことに喜びを感じている利用者に対し、「老い」や「障害の進行・重度化」を受け入れ、生きる
価値を継続できるような取り組みが必要になっている。

○サービスの質の向上に向けて取り組む課題

前回までの評価において、サービスの質の向上に向け取り組む課題を設定している場合はその内容と進捗状況 を、また、新たに今回の評価によって今後取り組むべき課題がある場合も、その内容を記入してください。

関連する項目	内容および進捗状況	新規 継続 終了	取り組みの期間 (〇年〇月から〇年〇月まで)
食事介助	食事介助・支援方法についてのマニュアルの作成。食事介助の知識・技術の習得 →障害の進行、対象利用者の変動もあるため引き 続きマニュアルの整備に努める	継続	継続取組
事故や急病への対応	一般的に起こるであろうケガや病気に対しての対 応マニュアルの作成 →未作成のため引き続き作成に取り組む		令和6年度

サービス改善計画書

策定日: 令和7年3月10日

事業・サービス名: 就労移行・就労支援事業B型

施設・事業所名: 八身共同印刷

自己評価項目	評価結果	問題点・課題	改善内容と目標	時期と期間	責任者	備 考 (必要な予算等)
4 日常生活支援サー ビス	B~C	えている、介護保険への 移行を勧められるが移行	関係機関とこまめに情報 を共有し、適切な時期に 移行できるよう体制を整 える	令和7年度	管理職	人件費程度